

境川かわまちを進める会の 体制及び規約(案)について

- ①体制(案)について
 - ②規約(案)について
 - ③発足までのスケジュール(案)
- 

① 体制(案)について【基本的な考え方】

➤ 背景

- 令和4年度より、事務局を浦安市として、境川の利活用団体や自治会により「境川かわまちを進める会」を開催。
- これまでの「進める会」は、計画策定に向けたワークショップ的な位置づけで、組織として確立しているものではない。
- 今後の市民主体のエリアマネジメント促進を目指し、「進める会」の規約や運営ルール等を定めた上で組織化を推進。

➤ 基本的な考え方

- かわまちづくりの担い手確保、多様で自主的な活動の促進等を図るため、「境川かわまちを進める会 部会」を設立し、これまで参加が無かった民間事業者や団体未所属の個人の参加を促進するとともに、各団体の参加人数の上限も設けない裾野の広い集まりに拡大していく。
- 意見形成が母体団体の大小で左右されることがないように、1団体から複数名の参加を不可とする。
- 部会は、これまでのワークショップ実施状況等を踏まえ、「境川かわまちづくり計画」の3つの基本方針ごとに設立する。

会員

境川かわまちを進める会

- 各部会の代表者。各部会につき3名を上限とし9名以内。（部会の合意で選出）
- **浦安市が事務局**を担う。
- 総会における議決権を有する。
- 部会内での推薦・立候補を基本とし、事務局との調整を経て選出。
- 事業の企画・調整に主体的に関わり、かわまちづくりの方針、進める会としての推進体制の検討、資金管理、SNSの管理や広報戦略の企画・実行など、実質的にかわまちづくり推進の中枢を担う。

境川かわまちを進める会 部会

- 活動に関心を持ち、情報共有・部会活動等に参加する個人。
- 部会や各種イベントに参加。
- 個人のSNS等で境川かわまちづくりの周知、意見発信等を担う、かわまちづくりのサポーター的な位置づけ。

会議体

総会

- 進める会の会員と事務局（浦安市）によって開催。
- 年1回の通常総会と臨時総会の2種とし、重要事項の議決を行う。

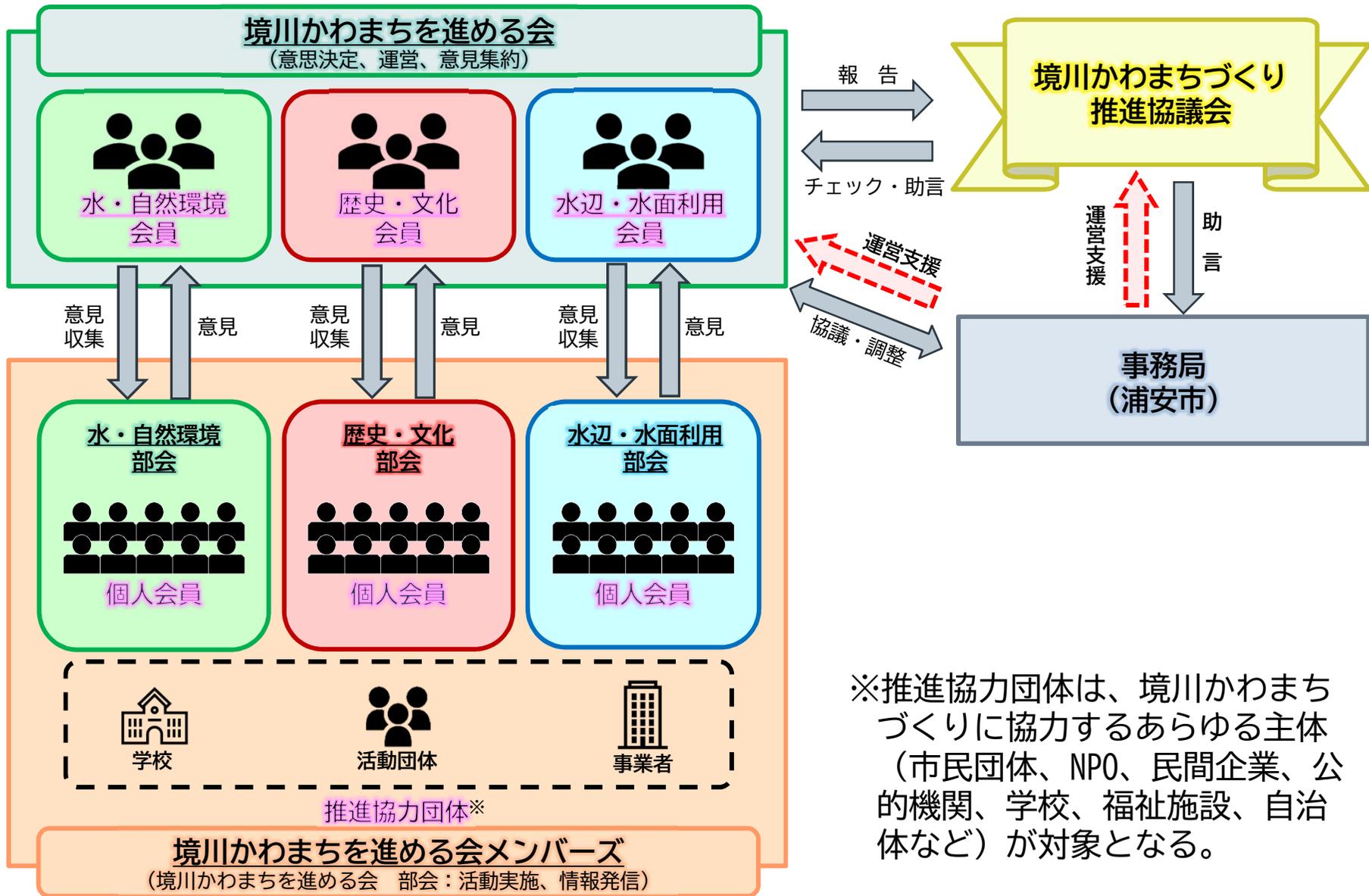
マネジメント会議

- 進める会の会員と事務局（浦安市）で開催し、会の運営方針及び境川かわまちづくりの推進に必要な事項について検討する。
- 月1回程度開催。

部会（通称：メンバーズ）

- 境川かわまちづくり計画の基本方針に基づき「水・自然環境」「歴史・文化」「水辺・水面利用」の3つの部会を設ける。
- 会員はいずれかの部会に所属しなければならない。1人で複数の部会に所属することは可。
- 進める会会員の主導により必要に応じて開催。関係事項の検討を行う。

① 体制(案)について【体制図】



② 規約(案)について

「資料1-② 境川かわまちを進める会規約(案)」

参 照

③ 発足までのスケジュール(案)

1月 旧・進める会の開催、新・進める会設立(最短)

1月中～下旬 旧・進める会開催:部会代表者の選出
可能であれば即日総会を開催
→代表者を選出し設立

2月 部会員及び推進協力団体 募集スタート

2月上～中旬 部会員募集スタート
※口座開設、年間計画作成を並行して実施

3月 正式広報

3/23(月) 協議会にて報告

3月末 イベントにて市民に報告及び募集呼びかけ
※日程検討中:3/28(土)、29(日)が候補日